

文化庁文化財第一課長 殿

申請者

住所
(TEL)
氏名

 申請者以外の代理人が書類作成等を行う

輸出者

住所
(TEL)
氏名

 申請者が輸出者となるため記入を省略する

## 古美術品輸出鑑査証明について（申請）

下記の輸出品目が、国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しないことを証明願います。

1 仕向地（国・地域名を記入）

2 輸出の事由（該当するものを選択）

売買 ・ 無償譲渡 ・ 貸出 ・ その他（ ）

3 輸出品目（輸出品が複数ある場合は、本欄は使用せず、通し番号を付した一覧を別紙で添付する）

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により登録された銃砲刀剣類

(登録証の記載事項を記入し、銃砲類で記載できない項目がある場合は、空欄とする)

登録記号番号	種別	銘文	長さ、反り、目くぎ穴
		(表)	(長さ)
			(反り)
		(裏)	(目くぎ穴)

(2) その他の輸出品目

名称	作者	寸法、員数等

(以下文化庁記載欄)

受文財一第1号の 上記の輸出品目が国宝・重要文化財の指定及び 重要美術品等認定物件に該当しないことを証明する。 令和 年 月 日 文化庁文化財第一課長 (公印省略)
--

(注1) 有効期間は、発行の日から1年以内（但し、1回の輸出に限り有効）とする。

(注2) 通関手続の際には、本紙（原本）を税関に提出すること。